

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	相模原市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和3年3月4日

項目一覧

基本情報
特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
リスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添2) 変更箇所

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務								
事務の内容	<p>制度概要 新型インフルエンザ等対策特別措置法(「平成24年法律第31号」以下、「特措法」という。)に基づき、新型インフルエンザが発生した場合に予防接種を行う。 本業務では、「特措法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「平成25年法律第27号」(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務において取り扱う。 具体的には、以上の事務のうち番号法の規定に従い、新型インフルエンザ予防接種に関する記録に関する情報(実施年月日、予防接種の種類)の情報連携に際し、システムにおいて特定個人情報を取り扱う。</p>								
対象人数	<p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <table border="0"><tr><td style="text-align: center;">[10万人以上30万人未満]</td><td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td><td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td><td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td></tr></table>	[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満							
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満							
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
システムの名称	予防接種システム(保健システム)								
システムの機能	<p>予防接種システム(保健システム)は、予防接種の記録の管理や医療機関への委託料支払など、予防接種実施に関することを管理するシステムである。</p> <p>(1) 予防接種履歴管理機能(予防接種台帳) 個人ごとに予防接種の接種記録を管理し、照会ができる。</p> <p>(2) 対象者抽出機能 予防接種を勧奨するための個別通知の出力や、副本を登録するための中間サーバーとの接種情報の連携などのため、条件を指定し対象者を抽出する。</p> <p>(3) 各種統計機能 予防接種委託料支払に関する積算や年齢ごとの接種者数などの統計を作成する。</p> <p>(4) 予防接種協力医療機関管理機能 予防接種協力医療機関(予防接種実施場所)を管理する。</p> <p>(5) 帳票作成機能 接種記録や接種率等の統計、医療機関への支払のための帳票を作成する。</p>								
他のシステムとの接続	<table border="0"><tr><td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr><tr><td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr><tr><td>[] その他 (共通基盤システム)</td><td></td></tr></table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (共通基盤システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (共通基盤システム)									

システム2	
システムの名称	共通基盤システム
システムの機能	<p>(1)団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</p> <p>(2)宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 住登外、法人情報について管理する。</p> <p>(3)中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p> <p>(4)データ連携機能 庁内連携の共通処理となるメッセージ変換を行う。</p> <p>(5)統合DB機能 各業務データの副本の保持と各業務が共通で利用する情報の管理を行う。</p> <p>(6)認証機能 共通基盤システムへの認証と各業務システムへの職員情報の連携を行う。</p> <p>(7)セキュリティ管理機能 アクセスログの管理、データの暗号化、情報の出力制御等を行う。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (中間サーバー、各業務システム)</p>
システム3	
システムの名称	中間サーバー
システムの機能	<p>符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、共通基盤システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携機能)を副本として保持・管理する。</p> <p>データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の収集、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (共通基盤システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、個人情報テーブル	
4. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の93の2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の115の2項 (情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の115の2項、16の2の項、17、18及び19の項
6. 評価実施機関における担当部署	
部署	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 総務局 情報政策課
所属長の役職名	疾病対策課長 情報政策課長
7. 他の評価実施機関	

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ特別措置法による予防接種を受ける者の数
その必要性	新型インフルエンザ特別措置法に基づき予防接種を行うにあたり、予防接種を受けた本人を管理する必要がある。
記録される項目	[50項目以上100項目未満] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(内部番号): 住民基本台帳や資格に係る情報を管理するために記録するもの。共通基盤システムより符号取得済みの団体内統合宛名番号を取得し、その他識別情報(内部番号)と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、共通基盤システムを経由して中間サーバーへ情報提供・情報照会依頼を行う。 ・連絡先情報 対象者に対する接種記録の管理を行うため記録するもの。 ・健康・医療関係情報: 予防接種の履歴に関する情報で、番号法第9条第1項及び別表第1第93の2項、同法第19条第7号別表第2の115の2項により利用可。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	令和3年4月1日
事務担当部署	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区政推進課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣、日本年金機構、共済組合等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市区町村等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (医療機関)	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)	
使用目的	新型インフルエンザ予防接種記録の管理を行う。	
使用の主体	使用部署	疾病対策課、情報政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		1. 新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 ・新型インフルエンザ予防接種に関する情報から予防接種記録管理業務を行う。 2. 健康被害の救済に関する事務 定期的予防接種又は臨時的予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続 ・住民が接種した予防接種により健康被害を受けたことに関する情報から予防接種健康被害救済業務を行う。
	情報の突合	1. 新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、予防接種システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・番号法に基づき、予防接種に関する記録に関する情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供するため、予防接種システムから該当する接種者の管理番号を抽出し、予防接種の種類及び接種日を共通基盤システム経由で中間サーバーに送付する。 2. 健康被害の救済に関する事務 ・本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、予防接種システムで保有する対象者の情報との突合(目視)を行うことにより、対象者を正確に把握する。
使用開始日	令和3年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	保健システムの開発・保守・運用業務	
委託内容	保健システムの開発・保守・運用業務	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	再委託の有無	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託承諾申請書を提出の上、承諾。
	再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項2	共通基盤システムの開発・保守・運用	
委託内容	共通基盤システムの開発・保守・運用	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	日本電気株式会社	
再委託	再委託の有無	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託承諾申請書を提出の上、承諾。
	再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市区町村長
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の115の2項
提供先における用途	新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の実施に関する事務
提供する情報	新型インフルエンザ予防接種に関する記録に関する情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ予防接種に関する記録があるもの
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

< 保健システムにおける措置 >

保健システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。また、バックアップデータを遠隔地に保管する。
紙媒体や電子媒体による情報は、利用時以外は施錠されたキャビネット・倉庫で保管する。

< 共通基盤システムにおける措置 >

入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 >

中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入退館及び情報システム室への入退室を厳重に管理する。

特定個人情報は、情報システム室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人情報テーブル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ特別措置法による予防接種を受ける者の数
その必要性	新型インフルエンザ特別措置法に基づき予防接種を行うにあたり、予防接種を受けた本人を管理する必要がある。
記録される項目	[50項目以上100項目未満] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(内部番号): 住民基本台帳や資格に係る情報を管理するために記録するもの。共通基盤システムより符号取得済みの団体内統合宛名番号を取得し、その他識別情報(内部番号)と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、共通基盤システムを経由して中間サーバーへ情報提供・情報照会依頼を行う。 ・連絡先情報 新型インフルエンザ予防接種対象者に対する接種記録の管理を行うため記録するもの。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	令和3年4月1日
事務担当部署	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区政推進課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣、日本年金機構、共済組合等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市区町村等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (医療機関)	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)	
使用目的	新型インフルエンザ予防接種記録の管理を行う。	
使用の主体	使用部署	疾病対策課、情報政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">< 選択肢 > <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		1. 新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 ・新型インフルエンザ予防接種に関する情報から予防接種記録管理業務を行う。 2. 健康被害の救済に関する事務 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続 ・住民が接種した予防接種により健康被害を受けたことに関する情報から予防接種健康被害救済業務を行う。
	情報の突合	1. 新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、予防接種システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・番号法に基づき、予防接種に関する記録に関する情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供するため、予防接種システムから該当する接種者の管理番号を抽出し、予防接種の種類及び接種日を共通基盤システム経由で中間サーバーに送付する。 2. 健康被害の救済に関する事務 ・本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、予防接種システムで保有する対象者の情報との突合(目視)を行うことにより、対象者を正確に把握する。
使用開始日	令和3年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	保健システムの開発・保守・運用業務	
委託内容	保健システムの開発・保守・運用業務	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	再委託の有無	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託承諾申請書を提出の上、承諾。
	再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項2	共通基盤システムの開発・保守・運用	
委託内容	共通基盤システムの開発・保守・運用	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	日本電気株式会社	
再委託	再委託の有無	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託承諾申請書を提出の上、承諾。
	再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市区町村長
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の115の2項
提供先における用途	新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の実施に関する事務
提供する情報	新型インフルエンザ予防接種に関する記録に関する情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ予防接種に関する記録があるもの
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

< 保健システムにおける措置 >

保健システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。また、バックアップデータを遠隔地に保管する。
紙媒体や電子媒体による情報は、利用時以外は施錠されたキャビネット・倉庫で保管する。

< 共通基盤システムにおける措置 >

入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 >

中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入退館及び情報システム室への入退室を厳重に管理する。

特定個人情報は、情報システム室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種ファイル(新型インフルエンザ)

識別番号(宛名番号)、接種コード、混合接種何種、接種回数、接種・予診日、接種日年齢、接種判定、対象外判定、支払区分、実施医療機関、接種会場、実施区分、Lot.No、接種量、特例対象、肺炎球菌種類、ツ反判定、受付日、予診フラグ、体温

個人情報テーブル(住民基本台帳情報)

統合宛名番号、異動事由、異動日、異動届出日、宛名番号、世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住民になった事由、住民になった日、住民になった届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった日、住民でなくなった届出日、住定日事由、住定日、住定日届出日、住民区分、外国人判定、国籍、転入前住所、転出先住所、住所コード、公民館区コード、地番本番、地番枝番、地番末番、方書名称、郵便番号、住所日本語、送付用郵便番号、送付用住所日本語、送付用方書日本語、あいまい日付フラグ、区コード、住登外登録課、未登録外字フラグ、転出予定年月日、転確年月日、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等、在留期間等終了日、在留カード等番号、統合宛名番号

リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、個人情報テーブル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>< 運用における措置 > 実際に接種をした者に限り、接種履歴の管理を行う。 保健システムの利用者はIDとパスワードで管理しており、特定の職員や作業従事者のみ照会できる。</p> <p>< 保健システムにおける措置 > ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。</p> <p>< 個人情報テーブル > ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。</p> <p>< 共通基盤システムにおける措置 > 共通基盤システムでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 また共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>< 保健システムにおける措置 > 保健システムには、個人番号の取り込みをしないため、目的を超えた紐付けや、事務に必要な情報との紐付けは行われず、(情報提供で必要となる個人番号は、共通基盤システムにおいて内部番号から取得する。)</p> <p>< 共通基盤システムにおける措置 > 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないこととする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施することとする。 共通基盤システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施することとする。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理 [行っている] < 選択肢 > 1) 行っている 2) 行っていない

具体的な管理方法

< 保健システムにおける措置 >
 システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによって不正使用されないための対策を実施している。
 利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限する。
 ログイン認証で使用するICカードについて、職員各自で厳重な管理を徹底する。

< 個人情報テーブル >
 システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによって不正使用されないための対策を実施している。
 利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限する。

< 共通基盤システムにおける措置 >
 共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施することとする。
 共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施することとする。
 共通基盤システムでは、パスワードの適正なチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施することとする。
 共通基盤システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施することとする。
 共通基盤システムでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施することとする。
 共通基盤システムを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か [十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ・安全管理体制の整備 ・作業場所の特定 ・従事者の教育実施 ・知り得た個人情報の秘密保持 ・再委託範囲の明確化 ・個人情報管理の徹底 ・目的外利用の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・体制、作業場所、再委託、秘密保持に関して書類を提出させている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報は庁舎外では取り扱わせないよう、庁舎内の端末機で作業を行う。 ・事前に申請した者にもみログイン認証で使用するICカードを交付している。 ・システムのアクセスログを記録する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>< 予防接種システムにおける措置 > 特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによる目的外入手を防止している。</p> <p>< 共通基盤システムにおける措置 > 共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施することとする。 共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできない対策を実施することとする。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>< 予防接種システムにおける措置 > 特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによる目的外提供を防止している。</p> <p>< 共通基盤システムにおける措置 > 共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施することとする。 共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできない対策を実施することとする。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>() 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【物理的対策】 ・物理端末については、セキュリティワイヤー等による固定、ゲートで区画された場所での使用などの物理的対策を講じている。</p> <p>【技術的対策】 ・物理端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	<p>< 本市における措置 ></p> <p>(1) 担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 <p>(2) 情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発通知を各課へ回覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施
10. その他のリスク対策	

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
法令による特別の手続	-
個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8346
対応方法	問合せを受け付けた際には、対応内容について記録を残す。

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和3年1月29日
しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
方法	
実施日・期間	
主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
実施日	
方法	
結果	

